

○足寄町住環境・店舗等整備等補助金（賃貸住宅新築工事）交付要綱実施細則

平成 30 年 4 月 2 日細則第 1 号

（趣旨）

- 1 この細則は、足寄町住環境・店舗等整備等補助金交付要綱（平成 27 年要綱第 27 号。以下「要綱」という。）別表に掲げる賃貸住宅新築工事を対象とした補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 賃貸住宅新築とは、町内建設業者の施工により、建築に係る費用（用地取得費を除く。）が 500 万円以上の新たな賃貸住宅を建てることをいう。

（補助金の交付対象者）

- 3 補助金の交付対象者において、移転補償を受けるものは交付対象から除く。

（補助対象経費）

- 4 補助の対象となる費用は、賃貸住宅新築に要する費用とする。ただし、町内の公共下水道整備計画区域内において、合併処理浄化槽を設置する工事を同時に行う場合にあつては、その費用を除く。

（補助金の額）

- 5 補助金の額は次のとおりとする。
  - （1） 補助金の額は別表に定める額を上限とする。
  - （2） 補助対象経費から 20 万円を除いた額に 8 分の 1 を乗じて得た額に 10 万円を加算した額とする。
  - （3） 集合住宅については、1 戸ごとに補助対象経費を算出し、1 棟内の各戸の額を合計した額を 1 棟の額とする。
  - （4） 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

- 6 この細則による補助金の交付は一の賃貸住宅につき1回限りとするが、同一の申請者が別の賃貸住宅を新築する場合はその都度交付の対象とする。

(補助金の交付申請)

- 7 要綱第5条の補助金の交付申請には、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
  - (2) 工事請負契約書の写し
  - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し又は建築工事届の写し
  - (4) 代表申請者選任届(共有住宅の場合:別記第1号様式)

(完了報告)

- 8 要綱第8条の完了報告には、建物の登記事項証明書の写し、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又は建築証明書のいずれかを添えて提出しなければならない。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

別表

区分		上限額 (1戸あたり)	備考
戸建		150万円	
集合住宅 (1戸あたりの床面積)	50㎡未満	70万円	1棟内の各戸の上限額を合計した額 を1棟の上限額とする
	50㎡以上	100万円	